

第 5 4 期事業報告

〔 自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日 〕

株式会社 北海道熱供給公社

札幌市東区北7条東2丁目1番1号

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、持ち直しの動きが続いているものの、個人消費など一部で弱さがみられます。先行きについては、感染対策を図りながら社会経済活動も向上させていくことが期待されておりますが、ウクライナ情勢の影響等による原材料価格の上昇についても注視していく必要があります。

このような状況のなかで、当社は北ガスグループ全体で新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じ、従業員の安全を確保するとともに、安全・安心・安定供給を最優先の課題として新規お客様獲得による売上げの増加やコスト削減に全社一丸となって取り組んでまいりました。

当期は、札幌都心部の強靱化及び低炭素化に向けた取り組みとして、引き続き駅前通りの温水・冷水の熱導管ネットワーク構築を進めて参りました。

また、北海道瓦斯株式会社が建設した46エネルギーセンター及び北ガス札幌発電所の運転監視・点検保守業務の受託事業に加え新たに建設中の新さっぽろエネルギーセンターの運用開始前業務についても受託し、1年を通して順調に業務を遂行いたしました。

販売量の状況につきましては、7月中旬から8月上旬にかけ18日間連続で真夏日を記録したこと、新型コロナウイルス感染症による商業施設の営業時間短縮等の影響が昨年に比べ減少したこと等により全体で熱・電力の販売量が増加いたしました。

販売量	年度	2021年度	2020年度	増減	前期比(%)
温熱 販売熱量(GJ)		692,642	690,997	1,645	0.2
冷熱 販売熱量(GJ)		161,946	149,493	12,453	8.3
電力 販売量(Mwh)		42,747	41,868	879	2.0

営業収益は、LNG 価格高騰による都心地域燃料調整単価の影響による増収要因により熱供給事業営業収益は前期比 342,937 千円(9.8%)増加の 3,841,292 千円、電力事業や建設業事業を含む熱供給事業外営業収益は北海道瓦斯株式会社が建設中の新さっぽろエネルギーセンター運用開始前業務の受託等により前期比 73,099 千円(6.7%)増加の 1,163,393 千円となり、営業収益の合計は、前期比 416,036 千円(9.1%)増加の 5,004,686 千円となりました。

営業費用は、昨年度供給を開始したお客様への通年供給により冷・温水幹線導管及び供給導管等の減価償却費の増加や熱・電力の販売量増加による燃料使用量の増加、LNG 価格高騰等の影響により燃料費が大きく増加し、さらに熱製造に係る電力料などの変動費も増加した影響等から、営業費用合計は前期比 482,695 千円(11.0%)増加の 4,850,828 千円となりました。

この結果、経常利益は前期比 61,353 千円(△23.0%)減少の 205,830 千円となりました。

法人税等につきましては、前期までの控除未済欠損金を全額控除し、さら

に繰延税金資産につきましては将来の合理的な見積可能期間における回収可能性を検討し 17,092 千円を法人税等調整額に計上いたしました。

これらの結果、最終の当期純利益は、前期比 40,609 千円(△21.7%)減少の 146,748 千円となりました。

(2)設備投資及び資金調達等についての状況

①設備投資

設備投資額は前期に比べ 219,969 千円増加し 655,044 千円となりました。主な投資は道庁南エネルギーセンター中央監視装置更新工事及び貫流ボイラ更新工事並びに駅前通温水幹線導管整備工事等であります。

②資金調達

当期は、環境省から駅前通温水幹線導管基盤整備工事に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として 88,786 千円の交付を受けました。さらに北ガスグループ CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) から 180,000 千円の借入を行いました。

(3)対処すべき課題

パリ協定の発効により地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出量の削減目標が掲げられ、世界的に低炭素化・脱炭素化に向けた動きが加速しております。国内においても削減目標の達成に向けた施策展開が求められ、さらにエネルギー自由化、省エネルギー意識の定着、技術革新等による他熱源との競争の激化など、当社をとりまく事業環境は依然として厳しい状況となっております。

これらに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は依然として停滞し、感染再拡大の傾向が見られるなど、引き続き当社事業に与える影響について注視していく必要があります。

今後も引き続き、

①北海道瓦斯株式会社と事業戦略を共有のうえ、一体となった営業活動を展開

②長期的な視点に立った供給拠点の確保並びに冷・温水幹線導管基盤整備の実施による拠点連携の拡充、プラント運営における強靱化

③管理部門も含めた効率化、省力化等の徹底したコスト削減により、経営基盤と競争力の強化に努めて参ります。

また熱供給事業者として、2050 年のカーボンニュートラル実現に向け環境負荷の低減を図るとともに、エネルギーの面的利用を進め災害時におけるエネルギーの供給信頼性の向上を図り、お客様に安全・安心を提供するとともに札幌市のまちづくりに貢献して参る所存であります。

株主各位におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第51期	2019年度 第52期	2020年度 第53期	2021年度 (当期)第54期
売上高 (千円)	4,846,986	5,024,240	4,588,650	5,004,686
当期純利益(千円)	212,445	268,243	187,358	146,748
1株当たり当期純利益(円)	35.11	44.33	30.96	24.25
総 資 産 (千円)	12,544,127	12,947,627	12,495,529	12,311,522
純 資 産 (千円)	5,476,350	5,744,593	5,931,952	6,078,701

(5) 重要な親会社の状況

親会社である北海道瓦斯株式会社は当社の株式を 4,750,500 株（出資比率 78.51%）保有しております。当社は同社から主として燃料を購入しております。

(6) 主要な事業内容

- ①冷温熱及び電気の供給
- ②需要家受入施設の保守等に関する事業
- ③電気、冷暖房及び給排水衛生設備の保守管理並びに運転業務
- ④土地、建物その他施設の賃貸
- ⑤管工事業

(7) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	札幌市東区
中央エネルギーセンター	
光星エネルギーセンター	
札幌駅南口エネルギーセンター	札幌市中央区
道庁南エネルギーセンター	
赤れんが前エネルギーセンター	
創世エネルギーセンター	

(8) 使用人の状況

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	67	2	43.9	15.4
女性	5	1	44.5	14.8
計	72	3	43.9	15.3

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高(千円)
株式会社日本政策投資銀行	85,760
株式会社北洋銀行	230,780
株式会社北海道銀行	91,176
三井住友信託銀行株式会社	34,450
日本生命保険相互会社	14,000

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,050,500株 (自己株式0株)
(3) 当事業年度末の株主数 3名

(4) 株主

株主名	持株数
北海道瓦斯株式会社	4,750,500株 (78.51%)
札幌市	1,200,000株 (19.83%)
北海道	100,000株 (1.66%)

(注1) 議決権比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 清隆	社長執行役員	株式会社エナジーソリューション 代表取締役社長
取締役	新谷 一之	常務執行役員 営業部担当	株式会社エナジーソリューション 取締役
取締役	波戸 靖幸	執行役員 生産部、経営管理部、 企業倫理・コンプライアンス担当 経営管理部長	株式会社札幌エネルギー供給公社 監査役
取締役	吉岡 亨	非常勤	札幌市副市長 株式会社札幌エネルギー供給公社 代表取締役社長
取締役	末長 守人	非常勤	北海道瓦斯株式会社 取締役常務執行役員 総務人事部長
取締役	井澤 文俊	非常勤	北海道瓦斯株式会社 取締役常務執行役員 経営企画本部長
取締役	金沢 明法	非常勤	北海道瓦斯株式会社 取締役常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長
監査役	堤 信之	非常勤	北海道瓦斯株式会社 常勤監査役

(注1) 取締役 吉岡亨氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役・監査役	3 人	35,024 千円	

(注1) 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第38回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

(注2) 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第38回定時株主総会において年額1,500万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

当期の取締役会は5回開催し、吉岡取締役は2回、末長取締役は5回、井澤取締役は5回、金沢取締役は4回、堤監査役は5回出席いただき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。なお、欠席する取締役及び監査役には重要な議案について、事前に説明を行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか会社法第370条および当社定款の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(ご参考)

当社では、取締役会の意思決定・監査機能を強化し、併せて業務執行機能の強化と責任の明確化を図るため、2018年6月28日付で執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の執行役員体制は次のとおりであります。

社長執行役員	近藤 清隆	
常務執行役員	新谷 一之	営業部担当
執行役員	波戸 靖幸	生産部、経営管理部、企業倫理・コンプライアンス担当 経営管理部長
執行役員	中田 貞志	営業部長

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 仰星監査法人
- (2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 4,800千円

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ロ. 取締役は、当社が整備する倫理方針・倫理行動指針を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
- ハ. 取締役の職務執行に関して、監査役は社団法人日本監査役協会が定める監査役監査基準に準拠して、監査を行う。
- ニ. 会計に関する取締役の職務執行に関して、会計監査人は企業会計審議会が定める監査基準に基づき、監査を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、文書規程等に従って議事録、その他定められた文書を作成し、また、文書規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- イ. 災害等のリスクの措置については、保安規程、緊急事故対策要領等に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ロ. 業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは倫理規程等、情報セキュリティに関するものは情報管理規程等を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ハ. その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 従業員が、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、法令及び倫理を遵守するための規範となる倫理方針・倫理行動指針を明示した規程等を定め、その徹底を図る。
 - ロ. コンプライアンスの取組みを効率的に推進するため体制を整備する。
 - ハ. コンプライアンスに関して、従業員等からの「相談・通報窓口」を設置し、実効性を確保する。
- ⑥ 当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 親会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、親会社及びグループ会社との密接な連携のもと業務を遂行する。
 - ロ. 親会社が定めるグループのコンプライアンス等に関する方針のもと、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立制に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務執行及び監査役協議会を補助すべき従業員として、スタッフを任命する。
 - ロ. スタッフは、監査役の指揮命令に従って職務を遂行する。
 - ハ. スタッフが他部門の業務を兼務する場合には、監査役の職務補助業務を優先するものとする。
 - ニ. スタッフの人事管理等に関する事項については、監査役の同意を得る。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録等の重要な書類を閲覧できる。
 - ハ. 取締役は、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役協議会に報告する。
 - ニ. 報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないよう、「内部通報規程」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。
- ⑨ 会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役が職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役と代表取締役との意見交換会を定期的を開催する。

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、加えて監査役1名が出席することにより、意思決定および監督の実効性を確保しており、監査役監査、会計監査を通じて、当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に基づき執行されていることを確認しております。また、取締役及び従業員に対し、当社の倫理法令遵守に対する取り組み姿勢を示した「倫理方針」と従業者のとるべき行動や判断基準を示した「倫理行動指針」を定め、周知するとともに、「内部通報規程」に基づく倫理相談・通報窓口を設置し、事業活動におけるリスクの現実化の未然防止と早期発見・早期解決に努めております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会や経営会議等の議事録、会議資料および稟議書等を、「取締役会規程」をはじめとした各会議の規程および「文書規程」等に基づき作成し、適切に保存・管理しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、コンプライアンス管理、情報管理についてそれぞれ規程を定め、厳正な管理を行っています。また、熱供給施設にかかわる災害予防対策、災害緊急措置及び災害復旧のための諸施策の基本を定めた「防災対策要領」、「緊急事故対策要領」において非常災害時の体制を明記し、非常災害時に円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることができるよう定期的な教育・訓練を実施しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、原則四半期に1回開催しており、社外取締役の客観的な発言により、客観性・透明性を確保し、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図っております。また、代表取締役社長を議長とする「経営会議」を原則週1回開催し、取締役会付議事項以外の業務執行に関わる重要事項を決定しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、従業員が、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、法令及び倫理を遵守するための規範となる倫理方針・倫理行動指針を明示した規程等を定め、その徹底を図っており、コンプライアンスに関して、従業員等からの「相談・通報窓口」を設置し、実効性を確保しております。
- ⑥ 当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、親会社が主催する意見交換会等に参加し、親会社との密接な連携のもと業務を遂行しております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立制に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、経営管理部所属の従業員が監査役の監査業務を補助しております。

なお、当該従業員の異動等の人事事項は監査役と協議のうえ決定しております。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役会、経営会議の議題を閲覧し、職務執行に必要な事項に関しては、随時取締役及び従業員に対して報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。

また、従業員等が監査役へ報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けた場合には、その内容について調査を行い、不利益に対し回復措置を求めることができる「内部通報規程」の通報者と同様に保護措置を講じる旨を定めておりますが、当期につきましては実績はありませんでした。

- ⑨ 会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に伴い生じる費用について、その費用を負担する旨を定めております。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役との定期的な会合を行うとともに、必要に応じ、取締役及び従業員から業務執行の報告を求めています。

また、親会社の監査役及び会計監査人と連絡・調整することにより、実効性のある監査を実施しております。